

第 31 回延岡市農業委員会会議録

(令和 8 年 1 月 28 日)

1. 開催日時 令和8年1月28日(水) 午前9時30分から
2. 開催場所 本庁舎 2階 講堂
3. 出席委員 17名

出席委員

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	甲斐 壽徳	2		3	花畑 志良一
4	片伯部 隆	5	菊池 光雄	6	小西 吉寿
7	中村 みえ	8	須藤 寛之	9	貫 藍
10	松下 康廣	11		12	遠田 祐星
13	高橋 利喜哉	14	緒方 武彦	15	牧野 博文
16	安藤 重徳	17	甲斐 亜季	18	松田 宗史
19	矢野 光一				

4. 欠席委員 2名

5. 出席 農地利用最適化推進委員 22名

出席委員

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	甲斐 孝	2	甲斐 充伸	3	久富 喜良
4	吉田 嘉	5	松田 純二	6	黒田 啓睦
7	佐藤 隆美	8	松田 成歳	9	酒井 渡
10	甲斐 秀雄	11	横山 博章	12	山内 憲次
13	岩切 伸行	14	甲斐 正太郎	15	甲斐 詳三
16	甲斐 一太郎	17	田口 誠	18	松原 学
19	戸高 久文	20		21	甲斐 昭浩
22	黒田 五司	23	岩佐 美基		

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案 第100号 農地法第3条 賃借権の設定について
議案 第101号 農地法第3条 所有権の移転について
議案 第102号 あっせん委員の指名について

報告 第104号 農地法第4条の届出について
報告 第105号 農地法第5条の届出について
報告 第106号 農地法第18条第6項の通知について
報告 第107号 農地法第3条の3第1項の届出について

協議 第49号 農用地利用集積等促進計画(案)について(利用権)

その他

7. 農業委員会事務局等職員

役職	氏名	役職	氏名	役職	氏名
局長	太田康晶	局長補佐兼 農地係長	佐藤友美	農政係長	久世美保
		農地係 主任主事	清田則生	農政係 総括主任	
北方産業建設課		北浦産業建設課 専門主事	木野宮雅敬	北川産業建設課 主事	甲斐健太

8. 会議の概要

9:30 開会	
事務局	定刻となりましたので、会長お願いいたします。
議長	皆さん、おはようございます。 それでは、ただ今から第 31 回 延岡市農業委員会総会を開催いたします。まず始めに事務局より出席確認の報告をお願いいたします。
事務局長	はい。本日は委員総数 19 名中 17 名の出席でございます。 よって、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により過半数に達していますので、本会が有効に成立していることを報告いたします。
議長	本日の議事録署名委員は、委員番号 5 番、菊池光雄委員と委員番号 16 番、安藤重徳委員のお二人をお願いしたいと思います。
議長	本日の予定ですが、議案第 100 号 農地法第 3 条 賃借権の設定についてから、議案第 102 号 あっせん委員の指名についての議案 3 件、報告案件 4 件、協議案件 1 件となっています。
議長	それでは、議案第 100 号 農地法第 3 条 賃借権の設定について提案いたします。
議長	整理番号 1 番について、委員番号 4 番、片伯部隆委員より説明をお願いいたします。
片伯部委員	委員番号 4 番の片伯部です。整理番号 1 番についてご説明いたします。 農地の所在は別府町で、地目は田、面積は 568 m ² です。契約期間は令和 8 年 4 月 1 日から令和 18 年 3 月 31 日で、貸人は宮崎市在住の方、借人は柚の木田町の農園の方です。経営状況は 176,882 m ² で、労力人は 2 人、理由は経営規模拡大です。 1 月 23 日に、私と横山博章推進委員と借人の 3 人で現地確認を行いました。この圃場は一昨年まで別の方が管理されていたみたいでした。ですから去年は休耕田で何もされていない様子でしたけれども、耕作には何ら問題はないと思っています。地域の周りの環境も別に問題はありませんでしたので、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長	次に、判断根拠の説明を事務局よりお願いいたします。
事 務 局	はい。それでは事務局より判断根拠をご説明いたします。配布しています農地法第3条調査書の1ページをご覧ください。調査書の農地法第3条第2項第1号から第5号までは事前に事務局の方で調査済みで問題ありませんでした。また、第6号につきましては、ただ今、片伯部委員から現地調査の結果報告がありましたが、地域との調和要件など問題無いとの事なので、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上でございます。
議 長	ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問はございませんか。
委 員	異議なし。
議 長	異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。
委 員	(挙手)
議 長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。
議 長	それでは、議案第101号 農地法第3条 所有権の移転について提案いたします。 整理番号1番について、佐藤隆美農地利用最適化推進委員より説明をお願いいたします。
佐 藤 推 進 委 員	推進委員の佐藤です。整理番号1番についてご説明いたします。農地の所在は大貫町4丁目の2筆で、地目は畑と田現況は畑、面積は152㎡と695㎡合計847㎡です。譲渡人は門川町在住の方で、譲受人は北方町角田在住の方です。労力人は5人、理由は経営規模拡大です。 1月24日に、甲斐壽徳会長と私と譲受人で現地調査を行いました。695㎡の現況畑の方は、以前は廃材置き場のようになっていて何も畑として出来ないのではという感じだったのですが、現在は綺麗に片付いていて果樹園として管理をしているとのこと。もう一つの152㎡の畑の方は、近

	<p>所の方がその畑を借りて野菜等を作っておられたみたいで、綺麗に管理されておられました。今からもこの畑を果樹園として管理していくのは問題ないと思います。ただ譲受人の方が北方町なのでちょっと気になって、管理の方はどうですかと聞いたところ、譲受人の方の息子さんが延岡の方で働いているから大丈夫ですとのことでした。そういうことで問題はないと思われます。皆様のご審議をよろしく願ひいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、整理番号 2 番について、委員番号 5 番、菊池光雄委員より説明をお願いいたします。</p>
<p>菊 池 委 員</p>	<p>委員番号 5 番の菊池です。整理番号 2 番についてご説明いたします。農地の所在は北方町南久保山で、地目は畑、面積は 1,489 m²です。譲渡人は福岡県春日市在住の方で、譲受人は北方町曾木在住の方です。労力人は 2 人、理由は新規取得です。</p> <p>1 月 24 日に、私と甲斐正太郎推進委員と譲受人で現地調査を行いました。この土地は、昨年譲受人が譲渡人の元家を買った周辺にある農地であります。もう草も綺麗に切っておりまして、境もハッキリしており、別に問題はないかと思われます。地域との調和要件も別に問題はありませんでした。皆様のご審議をよろしく願ひいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、整理番号 3 番について、委員番号 6 番、小西吉寿委員より説明をお願いいたします。</p>
<p>小 西 委 員</p>	<p>委員番号 6 番の小西です。整理番号 3 番についてご説明いたします。農地の所在は北浦町宮野浦で、地目は畑、面積は 158 m²です。譲渡人も譲受人も北浦町宮野浦在住の方です。経営状況は 2,209 m²、労力人は 2 人、理由は贈与です。</p> <p>1 月 25 日に、松原学推進委員と私と譲受人の夫婦で現地確認を行いました。譲受人の家と譲渡人のこの畑は面してまして、道がすごく狭くて高さが 1 m 位あります。直角に道があるのですが、ある時譲受人の奥さんがそこからバイクで落ちて怪我をしたということで、この直角の所を 1 m 位譲って欲しいという依頼をし、全部あげますよということになったそうです。地域要件も何ら問題ないと思われます。皆様のご審議をよろしく願ひいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、整理番号 4 番について、委員番号 9 番の貫藍委員より説明をお願</p>

<p>貫 委 員</p>	<p>いたします。</p> <p>委員番号9番の貫です。整理番号4番についてご説明いたします。農地の所在は稲葉崎町5丁目で、地目は田、面積は1,004㎡です。譲渡人は稲葉崎町3丁目在住の方で、譲受人は稲葉崎町5丁目在住の方です。労力人は2人、理由は経営規模拡大です。</p> <p>1月25日に、私と久富喜良推進委員と譲受人3人で現地調査を行いました。以前よりこちらの田んぼは譲受人の方が借りて耕作をされておりました。それでそのまま買って欲しいという譲渡人からの依頼で今回購入することになりました。地域との調和要件に何ら問題はなく、耕作意欲もありますので問題ないと思います。皆様のご審議をよろしく願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、整理番号5番及び6番について、委員番号13番、高橋利喜哉委員より説明をお願いいたします。</p>
<p>高 橋 委 員</p>	<p>委員番号13番の高橋です。整理番号5番と6番についてご説明いたします。</p> <p>まず初めに、整理番号5番についてご説明いたします。農地の所在は塩浜町3丁目の2筆で、地目は田、面積は1,018㎡と1,018㎡の合計2,036㎡です。譲渡人は福岡県在住の方で、譲受人は平原町3丁目在住の方です。経営状況は30,124㎡、労力人は2人、理由は経営規模拡大です。譲渡人は平原町出身で、所有する財産を処分したいということで今回の話がまとまったそうです。</p> <p>1月25日に、私と山内憲次推進委員で譲受人立会いの下現地調査を行いました。その2枚の田んぼは前々から耕作されていた所で、将来も水田を耕作するという事です。地域との調和要件等何ら問題ないと思われれます。皆様のご審議をよろしく願いいたします。</p> <p>続きまして、整理番号6番についてご説明いたします。昨年9月の定例会であっせんの申し出があった案件で農地の所在は塩浜町3丁目で、地目は田、面積は1,018㎡です。譲渡人は天神小路在住の方で、譲受人は片田町在住の方です。経営状況は104,123㎡、労力人は3人、理由は経営規模拡大です。</p> <p>1月25日に、私と山内憲次推進委員で譲受人立会いの下現地調査を行いました。譲受人は現在水稻を14丁近く裏作に玉ねぎを1丁近く作っているそうです。地域との調和要件等何ら問題ないと思われれます。皆様のご審議をよろしく願いいたします。</p>

議 長	次に、整理番号7番について、委員番号16番、安藤重徳委員より説明をお願いいたします。
黒 田 推 進 委 員	<p>安藤委員が風邪で声が出ないそうですので代わりまして、推進委員の黒田が整理番号7番についてご説明いたします。農地の所在は北川町長井で、地目は畑、面積は124㎡です。譲渡人は神奈川県相模原市在住の方で、譲受人は北川町長井在住の方です。経営状況は44㎡、労力人は1人、理由は経営規模拡大です。</p> <p>1月22日に、譲受人と安藤重徳委員と私で現地調査を行いました。この案件は譲受人の家のすぐ隣の畑なので、譲受人が野菜を作る菜園場にするのに丁度いいから譲ってくださいということのようでした。家の隣と周囲が市道に囲まれているので何も問題はないと思われまますので、皆様のご審議をよろしくをお願いいたします。</p>
議 長 松 田 委 員	<p>次に、整理番号8番について、委員番号18番、松田宗史委員より説明をお願いいたします。</p> <p>委員番号18番の松田です。整理番号8番についてご説明いたします。農地の所在は細見町で、地目は畑、面積は161㎡です。譲渡人は福岡県福岡市在住の方で、譲受人は富美山町在住の方です。経営状況は162㎡、労力人は1人、理由は贈与です。</p> <p>1月22日に、私と酒井渡推進委員と譲受人で現地調査を行いました。現地は218号線沿いの畑です。譲渡人と譲受人が親戚でして、譲渡人が畑を処分したいとのことで贈与となりました。地域要件等何ら問題はありませんでした。皆様のご審議をよろしくをお願いいたします。</p>
議 長 事 務 局	<p>次に、判断根拠の説明を事務局よりお願いいたします。</p> <p>はい。それでは事務局より判断根拠をご説明いたします。配布してあります農地法第3条調査書の2ページから9ページをご覧ください。調査書の農地法第3条第2項第1号から第5号までは事前に事務局の方で調査済みで問題ありませんでした。また、第6号につきましては、ただ今、各委員から現地調査の結果報告がありましたが、地域との調和要件など問題ないとの事なので、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上でございます。</p>

議	長	ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問はございませんか。
委	員	異議なし。
議	長	異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。
委	員	(挙手)
議	長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。
議	長	<p>続きまして、議案第 102 号、あっせん委員の指名について提案いたします。申出の理由としましては、片田町の農地 2 筆の売却ということになっております。</p> <p>今回のあっせん委員の指名につきましては、事務局と協議した結果、委員番号 13 番、高橋利喜哉委員と、山内憲次農地利用最適化推進委員を指名したいと思います。</p> <p>何かご意見ご質問はございませんか。</p>
委	員	異議なし。
議	長	異議なしということなので採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。
委	員	(挙手)
議	長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。指名された委員の方はよろしくをお願いいたします。
議	長	<p>以上で議案の審議は終了します。</p> <p>引き続き報告事項について事務局よりお願いいたします。</p>

<p>事務局</p>	<p>それでは、事務局より報告事項についてご説明いたします。</p> <p>はじめに、報告第 104 号、農地法第 4 条の届出についてご説明いたします。この報告は自己所有農地の転用になります。議案書の 10 ページに記載しておりますが、1 件の届出があり、田が 1 筆のみの 117 m²の転用となっております。</p> <p>次に、報告第 105 号、農地法第 5 条の届出についてご説明いたします。この報告は権利の移転を伴った農地転用になります。議案書の 12 ページに記載しておりますが、4 件の届出があり、田が 1 筆の 745 m²、畑が 3 筆の 750 m²、計 4 筆 1,495 m²の転用となっております。</p> <p>次に、報告第 106 号、農地法第 18 条第 6 項の通知についてご説明いたします。この報告は権利設定の合意解約分です。議案書の 14 ページに記載しておりますが、1 件の届出があり、田 1 筆のみの 646 m²の合意解約となっております。</p> <p>次に、報告第 107 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の届出についてご説明いたします。この報告は相続等により農地の権利を取得したものです。議案書の 16 ページから 19 ページをご覧ください。今回 13 件の届出があり、田が 40 筆の 25,475 m²、畑が 38 筆の 16,226 m²、計 78 筆の 41,701 m²となっております。なお、内容につきましては議案書に記載したとおりですが現況が農地以外となっている土地につきましては不受理とし、文書等で指導していきたいと考えております。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>ただ今、事務局より報告がありましたが、報告内容について、ご質問はございませんか。</p>
<p>委員</p>	<p>ありません。</p>
<p>議長</p>	<p>無いようなので報告を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>次に協議第 49 号 農用地利用集積等促進計画（案）について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>こちらは、中間管理事業の集積等促進計画に基づく中間管理権の設定について農地中間管理機構に要請するものです。計画内容につきましては議</p>

		<p>案書の 21 ページから 23 ページになりますが、整理番号 1 番から 5 番が下南方地区、整理番号 6 番から 13 番が川島・追内地区、整理番号 14 番から 16 番が東延岡地区、整理番号 17 番から 22 番が下祝子地区、整理番号 23 番が三須・三輪地区、整理番号 24 番が北川町長井地区、整理番号 25 番から 26 番が個別案件での促進計画となっております。今回の促進計画では、23 ページの表下にあるとおり 9 人の出し手から 26 筆、27,083 m²の農地を個人 7 人及び 1 法人に配分する計画となっております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議	長	ただ今、事務局より説明がありましたが、説明内容についてご質問はございませんか。
委	員	ありません。
議	長	質問も無いようですので、本件につきましては承認されたものいたします。
議	長	その他、事務局より連絡事項についてお願いいたします。
事	務	(事務局説明)
議	長	以上を持ちまして第 31 回、延岡市農業委員会総会のすべてを終了いたします。

会長 甲斐壽徳

4番 片伯部隆

18番 松田宗史